内航船員育成奨学基金 寄付金募集趣意書

ご高承の通り、内航海運業界においては船員の高齢化と若年船員不足問題への対応が喫緊の課題となっております。

このため、弊総連合会としても従来より若年船員確保のための対策に種々取り組んで参りましたが、未だ十分な成果が上がっているとはいえない状況にあります。

このような中で、本年3月に出された国土交通省の「船員(海技者)の確保・ 育成に関する検討会報告」において、特に海上技術学校・短大の生徒・学生に 対する奨学金が不足していることから、内航海運業界に対して内航船員志望者 向けの奨学金の充実が求められております。

こうした背景を踏まえ、弊総連合会としましては、海上技術学校・短大の生徒・学生を対象とする新たな「内航船員育成奨学金制度」を創設することとし、 その財源の一つとして、本件の趣旨に賛同していただける方々から寄付金を募 ることと致しました。

この寄付金は、奨学金制度の拡充を効率的にはかるため、現在、海上技術学校・短大の生徒・学生に対する奨学金制度を運営されている公益財団法人海技教育財団に拠出することと致しました。

つきましては、昨今の厳しい経済情勢の下ではございますが、できるだけ多 くの方にご賛同いただき、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年9月吉日

日本内航海運組合総連合会会 長上野 孝

寄付金募集要項

1. 名称

内航船員育成奨学基金

2. 目的

内航船員育成奨学基金を、公益財団法人海技教育財団(以下「海技教育 財団」という。)へ拠出し、同財団における海上技術学校・短大の生徒・学 生を対象とする奨学金制度を拡充する。

3. 目標額

3億円

4. 募集期間

平成24年10月1日から平成25年3月31日

5. 募集対象

個人、法人、任意団体等、どなたでも結構です。

6. 寄付申込先及び問い合わせ先

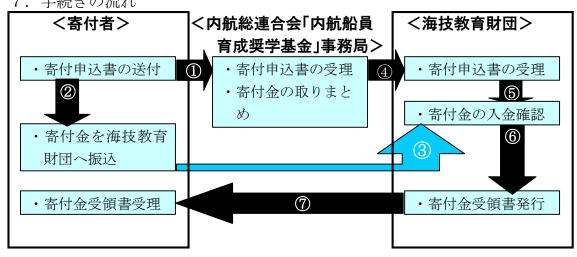
「寄付申込書」に必要事項をご記入いただき、E-mail、郵送又は FAX に て、下記事務局までお申込み下さい。

日本内航海運組合総連合会 内「内航船員育成奨学基金」事務局 宛 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-4 海運ビル8階

TEL: 03 - 3263 - 4630FAX: 03-3263-4330

担当:藤岡宗一 fujioka@naiko-kaiun.or.jp

7. 手続きの流れ



①②③・・の順で手続きをお願い致します。

8. 寄付金額

1口 5万円 (複数口可能です)

9. 振込先

「寄付申込書」を日本内航海運組合総連合会内「内航船員育成奨学基金」事務局へ送付後、海技教育財団へ直接お振込みをお願い致します。

【振込先】 銀行名 : みずほ銀行

支店名 : 町村会館出張所 (店番号013)

口座番号:普通預金 2877769 口座名義:公益財団法人海技教育財団

10. 寄付金領収書

寄付金の入金確認後、海技教育財団より領収書を発行致します。

11. 寄付者の顕彰

ご寄付賜りました個人、法人等に対し、次のような寄付の記録と顕彰を させていただきます。(匿名希望者を除きます)

- (1) 芳名録(日本内航海運組合総連合会と海技教育財団連名)の作成 寄付者のご芳名を永久保存させていただきます。
- (2) 100 口以上ご寄付賜りました個人、法人等への顕彰 寄付者のご芳名等を業界紙に発表するとともに、日本内航海運組合 総連合会等のホームページにて公表させていただきます。また、日 本内航海運組合総連合会会長と海技教育財団会長から感謝状を贈呈 致します。

12. 税制優遇措置

(1) 法人の場合

特定公益増進法人(海技教育財団等)に対する寄付金として税制上の優遇措置が受けられます。

特定公益増進法人に対する寄付金のうち、損金に算入されなかった 金額(超過分)は、一般の寄付金の額に含められます。

- ①特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額: A $A = \{(期末資本金等の額<math>\times 3.75/1000) + (課税所得<math>\times 6.25/100)\}$ $\times 1/2$
- ②一般の寄付金の損金算入限度額:B

 $B=\{(期末資本金等の額×2.5/1000) + (課税所得×2.5/100)\}$

 $\times 1/4$

③損金算入限度額=A+B

寄付金に対する損金算入限度額 早見表

(万円)

| 資本金等 | 課税所得額 | 500万円 | 1000万円 | 1億円 | 3億円 | 5億円 | 10億円 |
|--------|-------|-------|--------|-----|-------|-------|-------|
| 1000万円 | A:公益 | 18 | 33 | 315 | 940 | 1,565 | 3,127 |
| | B:一般 | 4 | 7 | 64 | 189 | 314 | 626 |
| | 計 | 22 | 40 | 379 | 1,129 | 1,879 | 3,753 |
| 5000万円 | A:公益 | 25 | 40 | 322 | 947 | 1,572 | 3,134 |
| | B:一般 | 6 | 9 | 66 | 191 | 316 | 628 |
| | 計 | 31 | 49 | 388 | 1,138 | 1,888 | 3,762 |
| 1億円 | A:公益 | 35 | 50 | 332 | 957 | 1,582 | 3,144 |
| | B:一般 | 9 | 12 | 69 | 194 | 319 | 631 |
| | 計 | 44 | 62 | 401 | 1,151 | 1,901 | 3,775 |
| 5億円 | A:公益 | 110 | 125 | 407 | 1,032 | 1,657 | 3,219 |
| | B:一般 | 34 | 37 | 94 | 219 | 344 | 656 |
| | 計 | 144 | 162 | 501 | 1,251 | 2,001 | 3,875 |

^{*}資本金等とは資本金及び資本準備金の合計額をいう。

(2) 個人の場合

所得税法の所得控除(寄付金控除)又は税額控除(寄付金特別控除) が受けられます。

住民税控除は自治体が条例で定めていれば控除可能です。

13. 個人情報の取扱い

お申し込みに際してご記入いただいた皆様の氏名・住所等の個人情報は、 日本内航海運組合総連合会が行う「内航船員育成奨学基金」の寄付金募集 業務以外には利用致しません。個人情報は個人情報保護法及び関係法令に 基づき適正に管理致します。